

# 長崎県定期予防接種広域化の実施要項（平成31年度版）

（平成31年4月1日・長崎県医師会）

## 1. 目的

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき各市町長が実施する予防接種事業が円滑に行われるよう、被予防接種者が県内どこの医療機関でも予防接種を受けることができる体制を整備し、接種機会の拡大とかかりつけ医による予防接種を推進することを目的とする。

## 2. 対象者

居住地以外の市町村で接種が受けられる対象者を次のようにする。

- （1）病気など医学的な理由により接種機会を逃した者
- （2）かかりつけ医または主治医が住所地市町外にいる者

## 3. 対象予防接種

### （1）予防接種法【A類】

DTP-I PV（四種混合）、DPT（三種混合）、DT（二種混合）、麻疹、風疹、MR、日本脳炎、BCG、不活化ポリオ、子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス感染症）予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、B型肝炎ワクチン

### （2）予防接種法【B類】

- ・インフルエンザ（65歳以上の高齢者、60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器に障害のある方・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害のある方・以上の疾患に係わる身体障害者手帳1級をお持ちの方、又は医師の診断書等をお持ちの方）、
- ・高齢者肺炎球菌ワクチン（平成31年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上となる方。）また、60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方。但し、すでに「ニューモバックスNP（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」を接種したことがある方は、対象とはならない。）

（3）個別接種を対象とし、集団接種の市町は個別接種方式への移行に努めること。

（4）集団接種を続ける場合、当該市町内での接種は集団であるが、自市町以外で接種を受ける時は、その市町が個別接種料金を設定して接種医に支払うものとする。

#### 4. 委託料

##### (1) ワクチン供給

受託医療機関が購入し、管理する。ただし、業者からの購入が困難な地域では、行政から購入しても構わない。

(2) 全県内統一料金にはしないが、市町はワクチン代を含めた個別接種料金を各々設定する。市町区域内の料金と市町区域外の接種料金は同一料金とする必要はない。

(3) 接種委託料はどこの市町で接種したかには関係なく、被接種者の所在地の市町が、各々で決めた接種委託料を接種した医療機関に支払う方法とする。

(4) 日本脳炎ワクチンにおいて、第Ⅱ期の年齢で、第Ⅰ期の未接種分を接種した場合、予診票は第Ⅰ期として取扱い、第Ⅰ期の委託料金で請求する方法とする。

#### 5. 契 約

##### (1) 「域内の契約」(居住地内契約)

現行の定期予防接種契約(該当市町内での接種について)はそのまま存続させる。

##### (2) 「広域化に係る契約」

① 各市町長と長崎県医師会長及び国保連合会との間で契約を締結する。

② 長崎県医師会長は広域化の定期予防接種について協力することを承諾した医師(医療機関の開設者又は管理者)の代理人として契約を行う。対象医療機関は医師会員のみとする。

#### 6. 実施方法

##### (1) 依頼書

市町からの依頼書は不要な方式とする。接種希望者は依頼書の交付を受けないで、直接医療機関で接種を受けることができる。

##### (2) 予診票

① 予診票は医療機関、行政共に5年間の保存義務があるので、2枚綴りの複写式とする。ただし、日本脳炎ワクチン、インフルエンザ、子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症)予防ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンは接種済証を含む3枚綴りとする。

② 予診票は当面は市町独自のものを使用して構わない。ただし、予防接種ガイドラインの勧告に沿った形式のものとする。

③ 予診票は市町が域内の医療機関に無料で配布する。

④ 予診票は域内用と域外用を明確に区別できるようにする。

⑤ 予診票の被接種者同意欄及び医師記入欄は記載漏れがあると、返戻扱いになる。

⑥ 被接種者の代理の方が書かれる場合は続柄(病院職員の方がサインする時は、

所属病院名まで)を記入すること。

⑦医師記入欄はゴム印を使用の際には捺印すること。

⑧接種量欄は必ず記載すること。

(3)予防接種実施報告書及び請求書、予防接種実施報告書及び請求総括表は、国保連合会が作成し医療機関に配布し、医療機関は適宜コピーして使用する。

(4)被接種者は接種の際、必ず健康保険証と母子手帳を医療機関に持参し、医療機関はこれらで被接種者の住所の確認を行う。ワクチン接種終了後に医療機関はその旨を母子手帳に記載すること。日本脳炎ワクチン、インフルエンザ、子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス感染症）予防ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンの場合には、接種済証を被接種者に渡すことが原則だが、対応は各市町で行うこと。

(5)被接種者は接種の際、事前に医療機関に予約することを原則とする。

## 7. 事務処理

(1)医療機関は実施月分の予診票と予防接種実施報告書及び請求書、予防接種実施報告書及び請求総括表を翌月の10日までに、国保診療報酬明細書と別送にて国保連合会に提出する。国保連合会は、納入請求書と予診票を各市町に提出する。

(2)各市町は請求書を確認後、委託料を国保連合会に支払う。各市町は予診票を保管し、台帳を管理する。

(3)国保連合会は接種月の翌々月20日までに委託料支払い額を接種医療機関に通知し、原則として27日までに委託料を支払う。

(4)市町は、支払事務費として1件につき44円50銭に消費税及び地方消費税を加算した額を国保連合会に支払う。

(5)年度を越えた接種料の請求について

年度を越えた接種料の請求については、ほとんどの市町で請求ができない。旧年度接種分（旧年度の3月接種分まで）が請求できるのは、今年度の4月に国保連合会へ提出した分が最後になる場合がある。4月以降で返戻等、月遅れ請求が発生した場合は、各市町に旧年度分を請求できるか確認すること。

注：医療機関の国保連合会への書類提出方法について

1) 医療機関が国保連合会に提出するもの

①予防接種実施報告書及び請求総括表

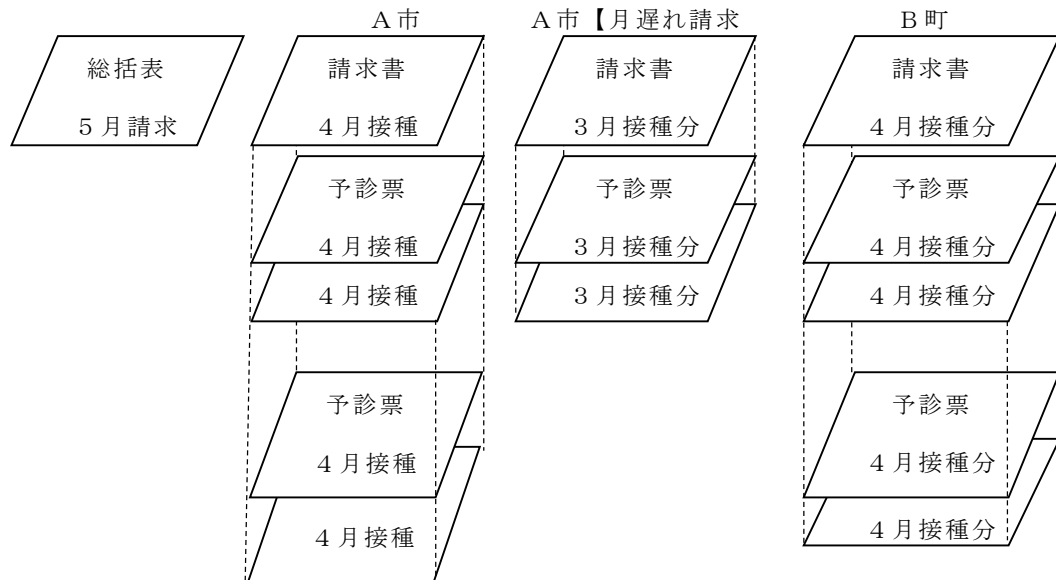
②予防接種実施報告書及び請求書

③予診票

## 2) 提出方法

- ①診療報酬明細書と区別し、別送にて国保連合会へ10日までに提出する。
- ②総括表は請求月毎に1枚作成する。
- ②請求書は予診票の保険者別、接種月毎に綴じる。

### 編綴要領（事例）



## 8. 接種期間

1年間(4月～3月)を通して接種できるものとする。

ただし、インフルエンザに関しては、各市町が定めた期限までとする。

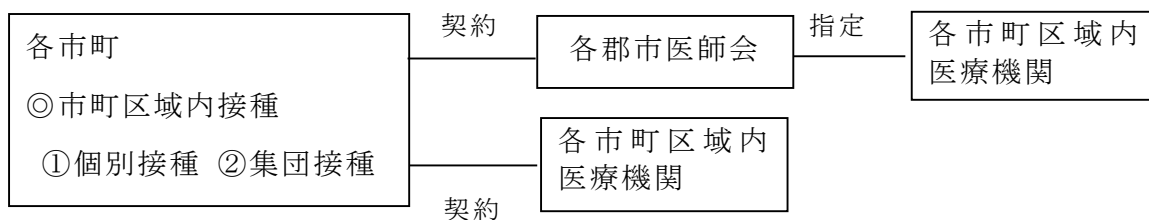
## 9. 実施期間

平成31年4月1日から実施する。

## 長崎県予防接種広域化フロー図（１）

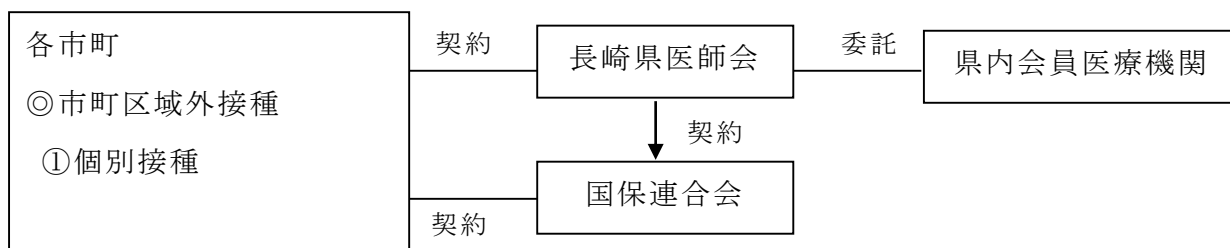
定期予防接種の広域化は、現行の予防接種実施の契約とは別に各市町長と長崎県医師会会長が契約を結ぶ方法により実施する。

### １）域内契約



+

### ２）新規契約



## 長崎県予防接種広域化フロー図（２）

※点線は市町区域内実施分を示す。

